

## 第6章 施策の展開

### 1 施策展開の視点

廃棄物問題は、日常の生活や通常の事業活動に起因する廃棄物による環境負荷の拡大などにより生じるものであり、その解決を図っていくためには、私たちのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていくことが必要です。

このため、環境への負荷が少なく、資源を有効に利用する循環型社会の実現を目指して、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民・事業者・行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の視点から施策を推進します。

#### 視点1 地球温暖化防止につながる更なる3Rの推進

循環型社会の実現に向けた県民の意識と行動の変革，事業者の自主的取組の拡大，  
ごみ発電やバイオマス燃料等の廃棄物エネルギーの利用拡大 など

#### 視点2 適正処理の徹底

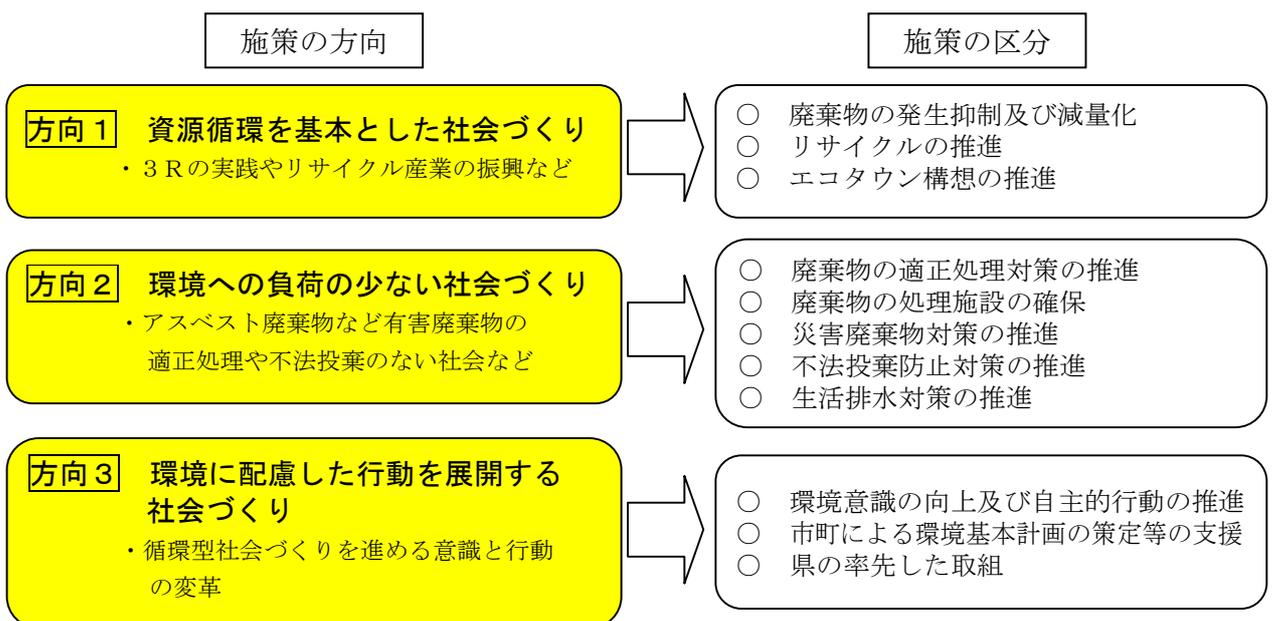
電子マニフェストの普及促進，不法投棄防止対策の強化，公共関与処分場の整備  
の推進 など

#### 視点3 新たな課題への対応

アスベスト廃棄物対策，在宅医療廃棄物対策，災害廃棄物対策 など

### 2 施策の方向

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rと熱回収（サーマルリサイクル）を通じた循環型社会の実現を図るため、次の方向で施策を展開します。



### 3 施策の体系

施策の方向		施策の区分	一般廃棄物・産業廃棄物・循環型社会の実現に関する施策
資源循環を基本とした社会づくり	廃棄物の発生抑制及び減量化	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活系ごみの減量化等の推進</li> <li>○ 事業系ごみの減量化等の推進</li> <li>○ 分別排出の徹底</li> <li>○ 容器包装リサイクルの推進</li> <li>○ ごみ収集の有料化の導入</li> <li>○ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進〔新規〕</li> </ul>
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物埋立税制度の活用〔拡充強化〕</li> <li>○ 多量排出事業者における減量化計画の策定指導</li> </ul>
		循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物・産業廃棄物の発生抑制及び減量化施策（再掲）</li> </ul>
	リサイクルの推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクル産業への支援</li> <li>○ 公共事業系廃棄物の資源化、再生利用の推進</li> <li>○ 熱回収（サーマルリサイクル）の推進〔拡充強化〕</li> <li>○ 各種リサイクル法の推進</li> <li>○ 農業系廃棄物・上下水道汚泥のリサイクルの推進〔新規〕</li> </ul>
	エコタウン構想の推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ びんごエコタウンモデル地区の整備推進〔拡充強化〕</li> <li>○ 福山リサイクル発電事業の推進</li> </ul>
	廃棄物の適正処理対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正処理の推進</li> <li>○ 処理施設データの情報公開</li> <li>○ 事故防止対策の推進〔新規〕</li> <li>○ 海ごみ対策の推進〔新規〕</li> </ul>
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出事業者責任の徹底</li> <li>○ 監視指導の強化</li> <li>○ 有害産業廃棄物の適正処理の推進〔一部新規〕</li> <li>○ 優良な産業廃棄物処理業者の育成</li> <li>○ マニフェスト制度による適正処理の推進〔拡充強化〕</li> <li>○ 産業廃棄物の広域移動への対応</li> </ul>
	廃棄物の処理施設の確保	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町処理施設の計画的整備の推進</li> <li>○ リサイクル・I初ギ-回収に配慮した施設整備の推進〔拡充強化〕</li> <li>○ 他の市町と連携した処理の推進</li> </ul>
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導</li> <li>○ 地域住民との合意形成の推進</li> <li>○ 処理施設の整備に対する支援</li> <li>○ 最終処分場跡地の安全対策の推進〔新規〕</li> <li>○ 公共関与による処理事業の推進</li> </ul>
	生活排水対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道等の整備の推進</li> <li>○ 浄化槽の整備の推進</li> <li>○ 浄化槽の適正な管理の推進〔拡充強化〕</li> </ul>
災害廃棄物対策の推進〔新規〕	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町の処理体制の整備〔新規〕</li> <li>○ 広域的な相互協力体制の整備〔新規〕</li> </ul>	
不法投棄防止対策の推進	一般廃棄物 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不法投棄監視体制の強化</li> <li>○ 不法投棄情報の収集</li> <li>○ 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化</li> <li>○ 市町の不法投棄防止対策に対する支援〔拡充強化〕</li> </ul>	
環境意識の向上及び自主的行動の推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境学習・環境教育の推進</li> <li>○ 環境情報の提供</li> <li>○ 各主体の取組支援・連携強化</li> </ul>	
市町による環境基本計画等の策定の促進〔新規〕	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町による環境基本計画等の策定の促進〔新規〕</li> </ul>	
県の率先した取組	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進</li> <li>○ グリーン調達等の推進</li> </ul>	
循環型社会の実現	環境への負荷の少ない社会づくり	環境に配慮した行動を展開する社会づくり	

## 第1節 一般廃棄物に関する施策

### 1 発生抑制及び減量化

#### (1) 生活系ごみの減量化等の推進

生活系ごみの減量化に当たっては、住民及び事業者がこれまでの生活様式や事業活動を見直し、「もったいない<sup>1</sup>」の意識をもって、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

このため、住民に対し、買い物袋やふろしきの持参、レジ袋の使用抑制など住民や事業者による3Rの実践に向けて、市町と連携した普及啓発を行います。

また、デポジット制度<sup>2</sup>、ごみの排出抑制につながる制度などの導入や、BDF（廃食用油を原料にした軽油代替燃料）事業、食品残渣の排出抑制・有効利用が促進されるよう、国の動向を踏まえ、市町、事業者に対し技術的支援を行います。

第21表 ごみ発生抑制に係る取組事例

区分	取組事例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化、過剰包装の抑制、梱包の簡素化、店頭回収の推進、デポジット制度の導入等
住民	買い物袋やふろしきの持参、過剰包装を断る、集団回収の実施、ものを大切に使う・修理して使う、リターナブル容器等の商品を選ぶ、生ごみ処理器等の利用、不用品交換・他用途への活用、エコクッキング、水切りの徹底、リサイクルシステムのある商品を選ぶ等
行政	マイバッグ運動（買い物袋やふろしきの持参）の推進、集団回収の推進、デポジット制度の推進、環境教育・環境学習の推進、資源回収推進団体の育成と支援、生ごみ堆肥化等機材購入補助等

(注) 1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

#### (2) 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの発生抑制・減量化を進める上で、事業者が自ら事業系ごみの処理責任を自覚し、発生抑制、再使用、再生利用を積極的に推進することが重要です。

このため、市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定などに加えて、業種に応じた3Rの方策について、業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

特に、食品廃棄物については、食品リサイクル法の改正を踏まえ、市町、事業者及び関係機関と連携して、食品廃棄物の更なる再生利用・減量化による排出抑制を促進します。また、食品リサイクル法の対象外である学校給食や福祉・厚生施設由来の食品廃棄物について、排出抑制及び再生利用が推進されるよう、市町、事業者に対し助言します。

1 もったいない：平成17年2月に、ケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが来日した際にこの言葉を知り、世界に広め環境保全の標語にしようと呼びかけたことから注目された。「もったいない」に代表される、物を大事にする日本の心が世界に広まり、環境にやさしい社会づくりや、地球温暖化などの環境問題の解決につながることを期待されている。

2 デポジット制度：一定の金額を預かり金（デポジット）として販売価格に上乘せし、製品（容器）を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。

### (3) 分別排出の徹底

ごみを適切に分別して排出することは、リサイクルの推進及び埋立量の削減につながります。

このため、市町に対し、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針<sup>3</sup>（平成19年6月環境省）」に基づいて、リサイクルが促進される分別方法の検討を働きかけるとともに、先進事例や新しい処理技術の情報提供などを行います。

また、住民が市町の分別方法を遵守し、ごみのリサイクルが円滑に行われるよう、市町と連携した普及啓発を行います。

### (4) 容器包装リサイクルの推進

容器包装廃棄物のリサイクルを円滑に実施するためには、適切な分別を徹底するなど住民の理解と協力が不可欠であることから、住民に対する分別排出の必要性等に関する啓発や、市町に対する分別収集の先進事例や新しい処理技術の情報提供などに取り組みます。

また、小売業者によるレジ袋等の容器包装廃棄物の排出量の低減や、簡易包装などの取組を促進します。

さらに、容器包装リサイクル法に基づき「第5期広島県分別収集促進計画」を策定し、各市町の「分別収集計画」が着実に実施されるよう、市町の分別収集の取組について技術的支援を行います。

### (5) ごみ収集の有料化の導入

ごみ収集の有料化は、ごみの減量化に一定の効果があるものとされています。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き<sup>4</sup>（平成19年6月環境省）」に基づいて、ごみ収集及び処理の有料化に向けた取組について助言します。

### (6) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準<sup>5</sup>（平成19年6月環境省）」に基づいて、廃棄物処理コストの分析を行い必要な施策を推進するための取組について技術的支援を行います。

---

3 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の方等を示したもの。

4 一般廃棄物処理有料化の手引き：市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

5 一般廃棄物会計基準：一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

## 2 適正処理対策の推進

### (1) 適正処理の推進

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

なお、廃止したごみ焼却施設からのダイオキシン類の飛散防止等を図る観点から、廃焼却炉解体に対する循環型社会形成推進交付金<sup>6</sup>による支援制度の活用を図り、早期に解体撤去するよう、市町に対し技術的支援を行います。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に従って実施するよう、市町に対し技術的支援を行います。

また、在宅医療の進展により増加が予想される在宅医療廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）について、収集運搬時の針刺し事故等を防止し、適正処理を推進するため、国の「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について（平成10年7月厚生省）」に基づいて、市町への助言を行うとともに、適正処理の在り方について検討します。

さらに、処理困難な廃棄物（消火器、廃FRP船等）については、国による広域認定制度<sup>7</sup>等の的確な運用を図るなど、適正処理ルート確保に努めます。

一般廃棄物の不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

### (2) 処理施設データの情報公開

市町が測定したごみ焼却施設の排ガス、最終処分場の放流水のデータ等については、施設の稼働により生活環境の保全に利害関係を有する住民からの求めに応じて閲覧させることが、廃棄物処理法で義務付けられています。より円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータを適切に公表するよう、市町に対し助言します。

### (3) 事故防止対策の推進

廃棄物処理における事故の未然防止や、事故が発生した場合の被害の拡大防止を図るため、国の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月環境省）」に基づいて、市町におけるマニュアルの策定について技術的支援を行います。

---

6 循環型社会形成推進交付金：廃棄物処理施設整備費補助金の廃止に伴い、創設された国の交付金制度で、市町が（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年）に基づき実施される事業の費用について交付される。

7 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

#### (4) 海ごみ対策の推進

瀬戸内海においても内陸部を主発生源とする海ごみ（漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみ）問題が顕在化しており、国等を中心に状況の把握及び対策の検討が行われています。このため、引き続き、国及び市町等と連携し、情報の収集・提供や、海ごみ対策のあり方等に関する検討を進めます。

また、大規模漂着ごみが発生した場合には、国の災害等廃棄物処理事業費補助制度等（ごみ量が海岸保全区域<sup>8</sup>で1,000m<sup>3</sup>以上、区域外で150m<sup>3</sup>以上が補助対象）を活用し、適正な処理を行うよう、市町に対し助言します。

### 3 処理施設の確保

#### (1) 市町処理施設の計画的整備の推進

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを継続的に確保する必要があり、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

このため、将来のごみ、し尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案して一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

また、国は従来の「廃棄物処理施設整備費補助金」を見直し、循環型社会を実現するため、「循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）」を平成17年度に創設しました。

これは、廃棄物を資源化するマテリアルリサイクル推進施設、発電やバイオディーゼル燃料等に転換するエネルギー回収推進施設等の整備を行うため、構想段階から国、県、市町が参画して計画を策定することとしており、実施に当たり、市町に対し技術的支援を行います。

#### (2) リサイクル・エネルギー回収に配慮した施設整備の推進

廃棄物から資源やエネルギーを回収して再利用することは、地球温暖化対策の推進を図る上で重要な方策です。

今後とも、ごみ処理施設を新設・更新する際には、廃棄物発電や新技術による効率的な資源回収及びエネルギーの有効活用が推進されるよう、市町等に対し技術的支援を行います。

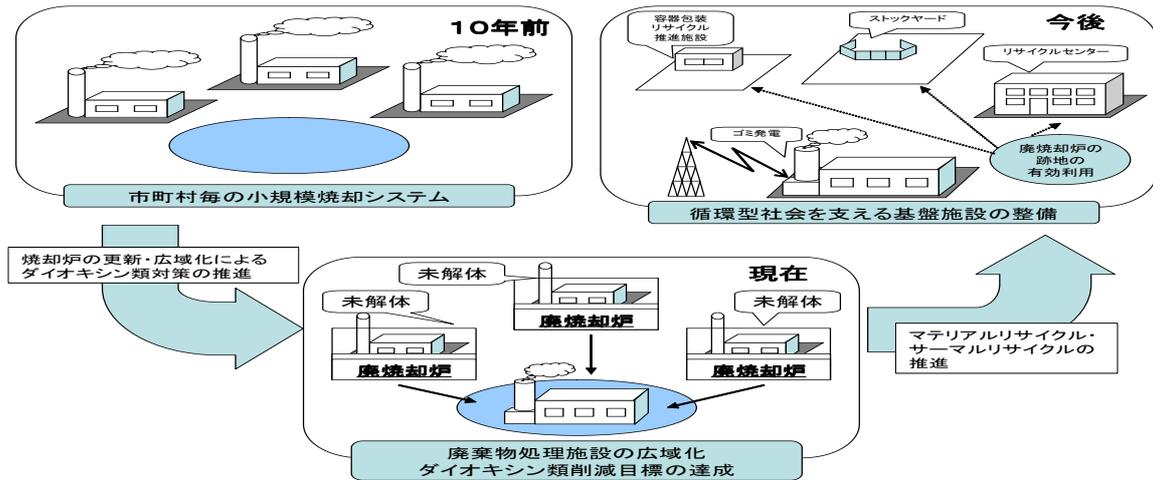
また、焼却灰を溶融固化した「溶融スラグ」について、JISの品質基準の制定<sup>9</sup>を踏まえ、今後さらに有効活用が図られるよう、公共事業等における利用を促進します。

---

8 海岸保全区域：災害による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要と認められ、指定を受けた海岸の一定地域のこと。

9 溶融スラグに係るJISの品質基準の制定：溶融スラグをコンクリートの骨材又は一般道路用のアスファルトの骨材及び路盤材に用いる場合の規格が、平成18年7月に日本工業規格（JIS）として制定された。

図 25 循環型社会を支える基盤施設の整備



(3) 他の市町と連携した処理の推進

処理施設の整備に当たっては、適切な施設規模や建設経費、維持管理経費などを勘案し、より効率的な施設整備が行われるよう、他の市町との連携について技術的支援を行います。

4 生活排水対策（し尿等）の推進

(1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業（漁業）業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」、「地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）」の制度や「小型浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の補助制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

また、生活排水対策の一環として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

第22表 広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）の整備目標

区分	事業名	平成14年度		平成19年度（目標）		平成25年度（目標）	
		処理人口 （千人）	普及率 （%）	処理人口 （千人）	普及率 （%）	処理人口 （千人）	普及率 （%）
集合処理	公共下水道	1,746	60.8	1,899	66.5	2,046	73.0
	農業・漁業集落排水	40	1.4	57	2.0	78	2.8
個別処理	浄化槽等	298	10.4	342	12.0	363	12.9
計		2,085	72.6	2,299	80.5	2,487	88.7

（注）平成19年度末の污水处理人口普及率「概ね8割」、平成25年度末「概ね9割」の達成を目指す。

### (3) 浄化槽の適正な管理の推進

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、浄化槽の適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けて啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて、浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等を指導します。

また、平成19年4月から導入した10人槽以下の浄化槽に対する効率化検査の実施などにより、平成22年度までに法定検査受検率が50%超となるよう、受検率の向上を図ります。

第23表 法定検査体制

指定検査機関	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査（浄化槽法7条検査）	—
	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に1回のガイドライン検査） ・11人槽以上（毎年のガイドライン検査）	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に4回の効率化検査）

(注)「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知、一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号）による検査のこと。

## 5 災害廃棄物対策の推進

### (1) 市町の処理体制の整備

大型台風や地震による被害の発生などに備えて、災害廃棄物が迅速かつ的確に処理されるよう、市町は事前に「水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省）」及び「震災廃棄物対策指針（平成10年10月旧厚生省）」に基づいて、水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画を策定し、組織・体制の整備を図るものとします。また、一般廃棄物処理施設等の復旧対策について、適切な対応がされるよう、市町に対し技術的支援を行います。

さらに、災害廃棄物の応急的な処分に必要な最終処分場の確保や、施設の復旧等に必要な災害等廃棄物処理事業費補助金の確保について、市町に対し助言します。

### (2) 広域的な相互協力体制の整備

広範囲に災害が発生し、市町が単独では対応できない事態に備え、近隣市町との相互協力体制の確立が図られるよう、市町に対し助言します。

なお、県と広島県環境整備事業協同組合及び広島県清掃事業協同組合においては、災害発生時の無償支援協定を締結しています。

## 第2節 産業廃棄物に関する施策

### 1 発生抑制及び減量化

#### (1) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度を継続し、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進するとともに、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を展開します。

税活用施策については、これまでの取組を引き続き実施するとともに、不法投棄対策など市町の取組の支援を強化します。また、事業者の更なる自主的取組を促進する施策や公共関与処分場の環境対策など、新たな施策について検討します。

#### (2) 多量排出事業者<sup>10</sup>における減量化計画の策定指導

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対して、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導し、減量化を推進します。

### 2 適正処理対策の推進

#### (1) 排出事業者責任の徹底

廃棄物処理の基本である、廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

#### (2) 監視指導の強化

排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査により適正処理を指導するとともに、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく処分などにより、不適正処理事案に対する迅速かつ適正な対応を行います。

また、排出事業者向け講習会の開催などにより排出事業者責任の周知・徹底を図るとともに、産業界等が行う自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

#### (3) 有害産業廃棄物の適正処理の推進

##### ○ アスベスト廃棄物対策の推進

アスベスト廃棄物の熔融処理による無害化処理などの取組を促進するとともに、排出事業者及び処理業者等に対して、「廃石綿等処理マニュアル（平成17年8月環境省）」に基づいて、適正処理の指導やアスベスト廃棄物処理施設周辺における環境モニタリング調査により、アスベスト廃棄物の適正処理を促進します。

---

10 多量排出事業者：廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

## ○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進

平成20年度から日本環境安全事業株式会社（北九州市）で、県内PCB廃棄物の搬出処理が開始されることに伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づくPCB廃棄物処理計画を策定するとともに、処理が開始されるまでの間の適正な保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、多量保管事業者が実施する自己処理に対しては、安全性の確保など、適正処理に向けた指導を徹底します。

## ○ ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場に対する行政検査により、ダイオキシン類発生源等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

## ○ 感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対して、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物の適正処理が行われるよう、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成16年3月環境省）」に基づいて、引き続き、指導を徹底します。

## （4）優良な産業廃棄物処理業者の育成

国の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成17年4月環境省）」に基づいて、産業廃棄物処理業者の適合認定を行います。また、産業廃棄物処理業者が行う情報公開の取組を支援し、優良な処理業者の育成を推進するとともに、優良な処理業者が市場で優位に立てる環境づくりを推進します。

## （5）マニフェスト制度による適正処理の推進

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の適切な運用を指導するとともに、インターネットで産業廃棄物の処理の流れをさらに迅速かつ的確に把握することができる電子マニフェストの普及を促進します。

また、平成20年度から事業者に義務化された前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告について周知を図るとともに、電子マニフェストの普及促進により、マニフェスト交付状況報告制度<sup>11</sup>の円滑な実施を図ります。

## （6）産業廃棄物の広域移動への対応

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状や排出工程などを確認・把握するとともに、県外から過剰に産業廃棄物の搬入が行われないよう指導を行い、その適正処理を確保します。

11 マニフェスト交付状況報告制度：産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、平成12年厚生省令第115号によりこれまで提出が猶予されていたが、省令改正により、平成20年4月1日以降提出が必要となる。マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

### 3 処理施設の確保

#### (1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導

処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、処理施設の管理に当たっては、施設に対する信頼性等を確保するため、維持管理基準等の遵守、維持管理記録の地域住民への閲覧等の徹底を指導し、安全性の確保を図ります。

また、最終処分場については、残余容量の定期的な把握とその記録及び閲覧が義務付けられたため、現況の計測により残余容量等を的確に把握し、不適正処理が行われないよう監視体制の強化を図ります。

#### (2) 地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づいて、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

#### (3) 処理施設の整備に対する支援

事業者及び廃棄物処理業者による最終処分場の整備が円滑に進むよう、周辺環境保全を促進するための支援方策について検討します。

また、処理施設の整備を計画している事業者などに対し、政府系金融機関や県の環境保全融資などの融資制度について周知を図り、積極的な活用を指導します。

#### (4) 最終処分場跡地の安全対策の推進

廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づいて、適正な跡地管理を推進します。

また、埋立が終了した最終処分場について、廃止までの間の適正処理を確保するため、埋立終了後に必要となる維持管理費用の積み立てを指導します。

#### (5) 公共関与による処理事業の推進

民間による最終処分場の確保が困難な状況の中で、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。

また、広島市五日市地区及び福山市箕島地区における埋立処分事業を、財団法人広島県環境保全公社の運営により、引き続き、実施します。

### 第3節 不法投棄防止対策に関する施策

#### 1 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。(図2-6 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照)

また、不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

#### 2 不法投棄情報の収集

県産業廃棄物対策室に設置する「不法投棄110番・ファックス」等により、県民等からの不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集するとともに、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期解決に努めます。

#### 3 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

県地域事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会による地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。

また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク<sup>12</sup>」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

#### 4 市町の不法投棄防止対策に対する支援

県内各地の山林や道路脇において、大型廃家電などの不法投棄が多く見られます。さらに、今後、地上波デジタル放送への切り替えに伴う廃テレビの不法投棄の増加が懸念されており、こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図る上で、市町による不法投棄防止対策の取組が重要となっています。

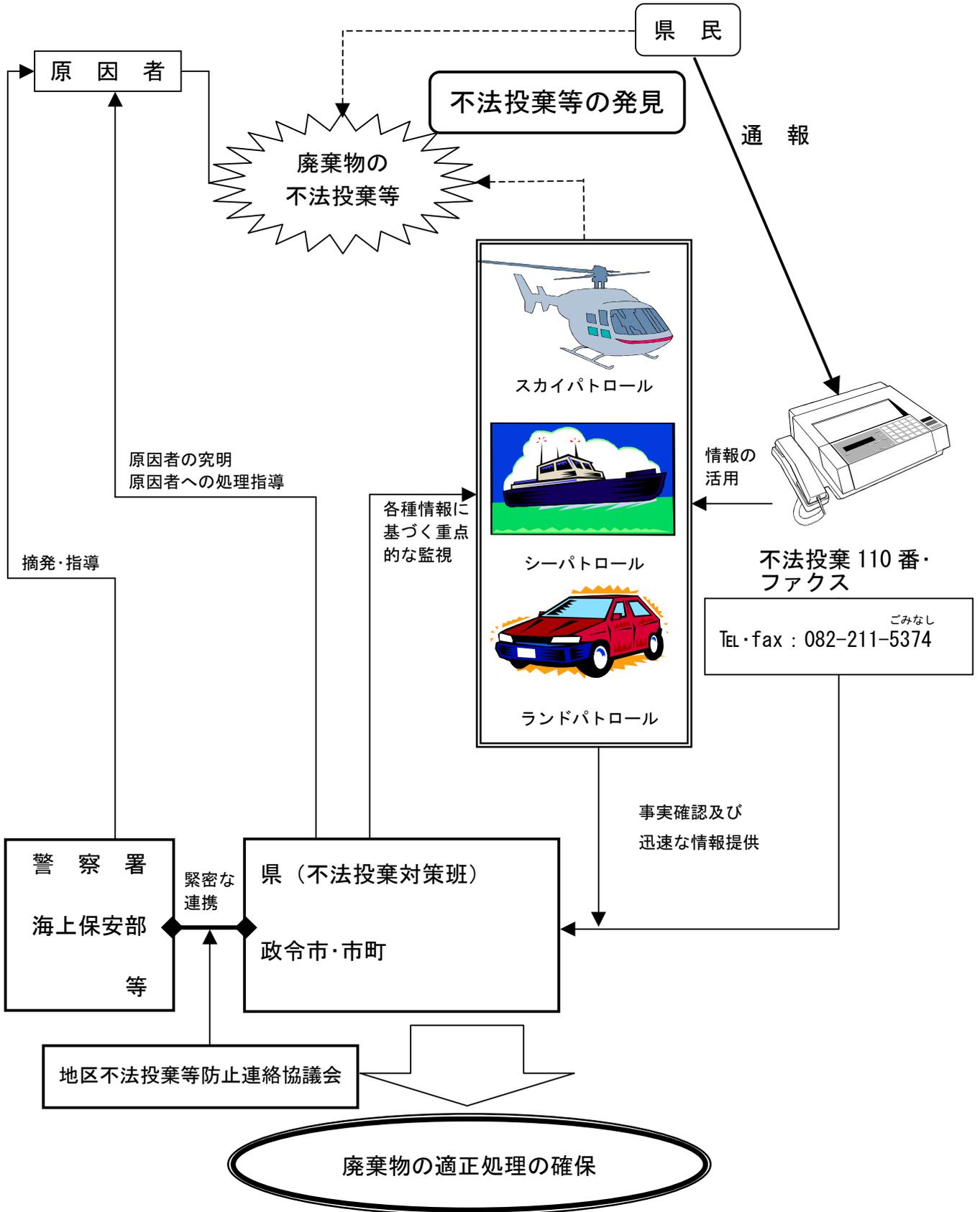
このため、市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を強化します。

また、不法投棄等の不適正処理事案に対して迅速に対応するため、県と市町との更なる連携強化が図られる体制のあり方について検討を行います。

---

12 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会をめざして、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

図 2 6 廃棄物不法投棄等対策実施体系図



## 第4節 循環型社会の実現に関する施策

### 1 廃棄物の発生抑制及び減量化

循環型社会の実現に関する施策の推進に当たっては、最初にできる限り廃棄物の発生抑制及び減量化に取り組む必要があります。

このため、県民及び事業者による廃棄物の発生抑制及び減量化の自主的取組を促進します。

(1) 一般廃棄物の発生抑制及び減量化 [再掲 (P 3 8)]

(2) 産業廃棄物の発生抑制及び減量化 [再掲 (P 4 4)]

### 2 リサイクルの推進

#### (1) リサイクル産業への支援

##### ○ リサイクル技術研究開発・施設整備の推進

廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの取組を促進するため、事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援し、リサイクル関連産業を育成するとともに、リサイクル産業団地の整備など、地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

また、産業廃棄物処理業界及び大学が有するリサイクルへの取組意欲を活かし、廃棄物の処理実態に詳しい業界と大学の英知をマッチングさせた産学連携の活動を支援することにより、リサイクル関連産業の活性化を推進します。

##### ○ リサイクル製品の使用促進

県内で発生した廃棄物などを使用したリサイクル製品の利用を促進するため、所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行うとともに、登録した製品について、県のホームページ、パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

また、登録リサイクル製品の県の事務・事業における率直的な使用などを通じて、普及の促進を図ります。

#### (2) 公共事業系廃棄物の資源化、再生利用の推進

県の公共事業において排出される廃棄物の資源化、再生利用の推進を先導する観点から、コンクリート、アスファルトコンクリート、建設木くず及び建設汚泥について再資源化を推進します。

また、廃棄物の資源化、再生利用を推進するため、公共事業系廃棄物から再生された建設資材を公共事業において率先して利用するなど、再生建設資材の利用の促進を図られるよう積極的な取組を行います。

#### (3) 熱回収（サーマルリサイクル）の推進

再使用及び再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより、地球温暖化防止に寄与します。

市町が設置するごみ焼却施設において、排熱を利用する廃棄物発電や熱供給システムなどが導入され、可能な限りごみがエネルギーとして利用されるよう、市町に対し技術的支援を行います。市町の支援に当たっては、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月環境省）」に基づいて、地域条件に応じた適切な処理システムへの見直し等が行われるよう配慮します。

また、木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいないことから、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進に努めます。

#### (4) 各種リサイクル法の推進

循環型社会の実現に向けて循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえ、これらの法律が円滑に施行されるよう徹底を図ります。

また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働きかけを行います。

第24表 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12.4 (改正H18.6)	市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13.4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13.5 (改正H19.6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項（食品廃棄物の再資源化）が規定されています。
建設リサイクル法	H14.5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続きなどが規定されています。
自動車リサイクル法	H17.1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担、関連事業者による使用済み自動車の引取り・引渡し、自動車メーカー等によるフロン類、エアバック類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。

#### (5) 農業系廃棄物、上下水道汚泥のリサイクルの推進

##### ○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づいて、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上、畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、農業団体と連携した推進指導体制の整備を図ります。

## ○ 上下水道汚泥のリサイクルの推進

上水道汚泥については、セメント原料、園芸用土や建設資材（路盤材、管布設埋設材）としての活用を進め、全量リサイクルの促進に努めます。

下水道汚泥については、セメント原料や堆肥原料などへの利用を進め、リサイクルの促進に努めます。また、バイオマス資源である下水汚泥の燃料化事業を検討します。

## 3 エコタウン構想の推進

### (1) びんごエコタウンモデル地区の整備推進

びんごエコタウン構想の具体化に向け、リサイクル産業の集積を通じた企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図るため、びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）に企業用地を整備し、リサイクル産業の立地を推進します。

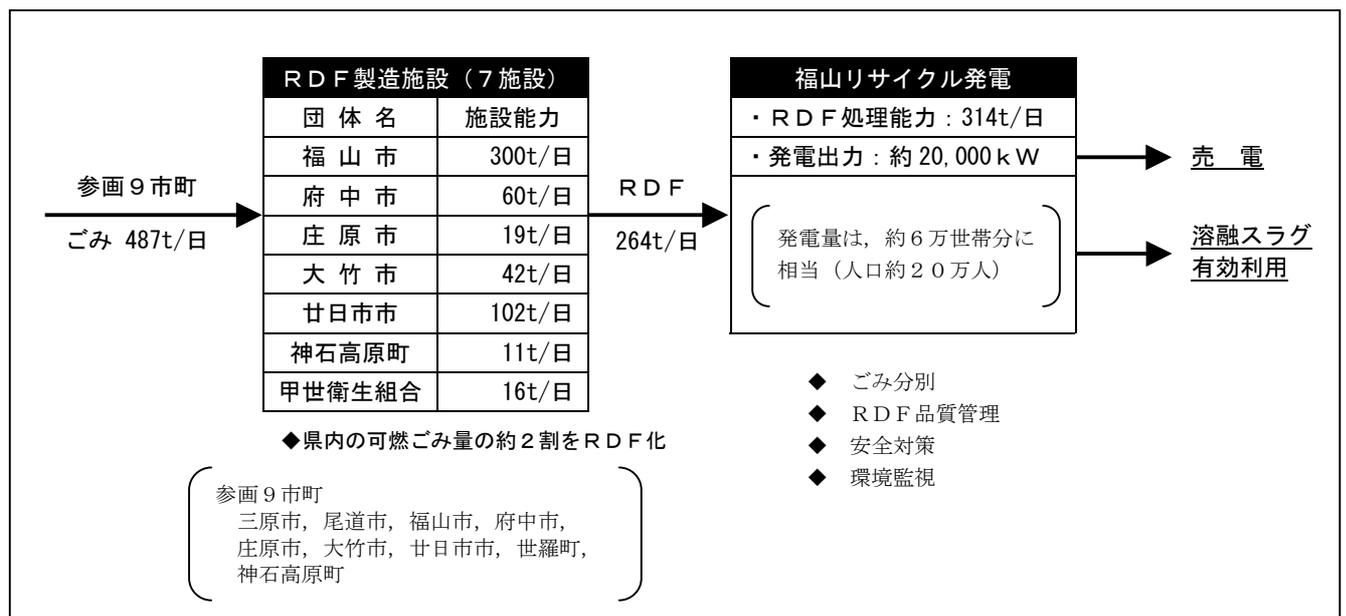
### (2) 福山リサイクル発電事業の推進

ごみ焼却施設のダイオキシン問題や最終処分場の逼迫に対する対応、可燃ごみからの熱回収などを広域的かつ効率的に進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

この事業は、ごみの広域処理とサーマルリサイクルを通じて、環境、資源、エネルギー対策を同時に進めるものです。

また、この事業の計画期間は平成30年度までとなっており、事業終了後のごみ処理や施設整備について検討する必要があることから、将来のごみ排出量や減量化の計画などを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを含め、市町に対し技術的支援を行います。

図27 福山リサイクル発電事業の概要



#### 4 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

##### (1) 環境学習・環境教育の推進

###### ○ 環境学習指導者の育成

環境保全アドバイザー等の環境学習指導者を養成するとともに、環境学習指導者研修会などを通じて、教員や指導者の資質向上を図ります。

###### ○ 環境学習モデルタウンの推進

環境学習への先進的な取組を行う市町を「環境学習モデルタウン」として指定し、学校における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援するとともに、モデルタウンの取組を県内に幅広く普及させることにより、環境学習の一層の推進を図ります。

###### ○ 「環境月間<sup>13</sup>」等の環境保全啓発行事の実施

環境に対する県民の理解・関心等を高め、環境保全活動への積極的な参加を促すため、国・市町・民間団体と連携して、「環境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「瀬戸内海環境保全月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」等において、環境保全啓発等の行事を行い、県民・事業者等への啓発を図ります。

##### (2) 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材、教材、施設情報等を常時分かり易く提供するため、県ホームページの環境情報サイト（エコひろしま）等を利用した積極的な情報発信に努めます。

##### (3) 各主体の取組支援・連携強化

###### ○ 環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、事業者、地域、家庭における省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の自主的な取組を支援するとともに、企業等による環境マネジメントシステム、ISO14001、エコアクション2.1<sup>14</sup>等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

###### ○ 大学間連携組織等ネットワークとの連携

地域、学校等における環境意識の向上を図るため、大学環境ネットワーク協議会等の組織と連携し、大学の持つ専門的知識と学生の行動力を活かした環境保全活動や環境学習を実践します。

13 環境月間：昭和48年から、毎年6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」とし、環境省ほか関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種の普及啓発活動が行われている。

14 エコアクション2.1：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

## 5 市町による環境基本計画等の策定の促進

各地域から循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく実効ある取組を計画的に進めていく必要があります。

このため、県・市町で設置する「環境行政総合調整会議<sup>15</sup>」等において協議・調整を行い、市町による環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対し、技術的支援を行います。

## 6 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率先的な取組を進めます。

### (1) 公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル、省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し、公共事業における環境配慮を推進します。

### (2) グリーン調達等の推進

「広島県グリーン購入方針」、「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて、登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達、公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また、「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて、事務所等における省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、職員の意識啓発などの取組を進め、エコオフィスづくりを推進します。

---

15 環境行政総合調整会議：県、市町などで構成し、市町の環境行政の諸課題に係る検討及び技術的調整等を行う会議。